

- (3) オーソライズドコピーを発行した税関官署においては、適宜の台帳を設け、その発行したオーソライズドコピーの枚数、番号、その他所要の事項を記入して整理する。
- (4) 各税関官署別の輸入数量及び金額が不明のまま発行したオーソライズドコピーについては、そのオーソライズドコピーにより通関を認めた税関官署は、それぞれにおける通関数量及び金額をそのオーソライズドコピーを発行した税関に通知する。
- (5) 他の税関官署で発行されたオーソライズドコピーについて、輸入申告者から更に副コピーの発行を受けたい旨の申請があった場合において、その発行を必要とする特別の事情があると認められるときは、その副コピーを発行して差し支えない。この場合の取扱いは、上記(1)から(4)までに準ずる。

(協定税率を適用する場合の原産地の認定基準)

68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則第1条の6及び規則第1条の7によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。

- (1) 令第4条の2第4項各号に定める、「一の国又は地域」とは、外国貿易等に関する統計基本通達別紙第1(統計国名符号表)の国又は地域をいう。
- (2) 物品の生産が二以上の国又は地域にわたる場合は、令第4条の2第4項第2号及び規則第1条の7の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国又は地域を原産地とするものとする。
- (3) 規則第1条の6第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。
- (4) 規則第1条の7に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。
 - (イ) 天然研磨材料について、その原石を粉碎し、かつ、粒度をそろえる加工
 - (ロ) 糖類、油脂、ろう又は化学品について、その用途に変更をもたらし、又はその用途を特定化するような精製
 - (ハ) 関税率表の第6部又は第7部の物品について、化学的変換を伴う製造（生物工学的工程、粒径の変更、化学反応、蒸留、異性体分離、混合及び調合（専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釀剤の添加を除く。）であって、その結果として、產品の用途に關係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する產品の生産が行われるものに限る。）、標準物質の生産、精製を含む。）
 - (ニ) 革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工
 - (ホ) 単糸からの撚糸の製造

(ヘ) 関税率表の第68. 12項又は第70. 19項に属する物品について次に掲げる製造

- i 繊維からの糸の製造
- ii 糸からの織物の製造
- iii 繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造

(ト) 関税率表の第71. 01項から第71. 04項までに属する加工してない物品からの当該各項に属する物品の製造

(チ) 合金にすること

(リ) 金属のくずから金属の塊の製造

(ヌ) 金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造

(ル) 関税率表の第71類(貴金属に限る。)、第74類から第76類まで又は第78類から第81類までに属する物品(インゴット、棒、線その他同表の第72. 03項、第72. 05項から第72. 17項まで、第72. 28項又は第73. 01項から第73. 26項までに掲げる物品の形状のものに限る。)の製造(ただし、同表の第72. 03項、第72. 05項から第72. 17項まで、第72. 28項又は第73. 01項から第73. 26項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。)

(ヲ) 関税率表第96. 01項又は第96. 02項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造

(5) 2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した一の国又は地域における製造であって、当該国又は地域を原産地としない物品をその原材料の全部又は一部とした製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものとがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみた当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工若しくは製造に該当するとき、又は、重要な構成要素となる原材料が当該国若しくは地域を原産地とするものであるときは、当該物品のすべての原材料に対して規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造が行われたとみなすものとする。

なお、重要な構成要素となる原材料からみた当該製造が規則第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造に該当しないときは、当該重要な構成要素となる原材料の製造において実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国又は地域を原産地とするものとする。

(協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義)

68—3—6 令第61条第1項第1号及び第2項の用語の意義は、それぞれ次によ